



公告第12号

令和8年5月7日付けで認可地縁団体である夫沢3区認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月19日

大熊町長 吉田 淳



- 1 認可地縁団体名称
夫沢3区認可地縁団体
- 2 区域
双葉郡大熊町大字夫沢字中央台及び字長者原の一部地域
- 3 主たる事務所
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台1176番地
- 4 申請不動産に関する事項
別紙のとおり
- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べることができる期間
令和8年5月19日から令和8年8月19日まで
- 7 異議を述べる方法
大熊町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項の規定による申出書及び関係書類を提出すること。
- 8 申出書等提出先
大熊町役場 総務課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）
電話番号0240-23-7569

○申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
墓地	445㎡	双葉郡大熊町大字夫沢字中央台904番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	持分	住所
中野與七郎	持分24分の1	住所の記載なし
佐々木子之松	持分24分の1	住所の記載なし
鈴内新介	持分24分の1	住所の記載なし
中田米二郎	持分24分の1	住所の記載なし
松井久五郎	持分24分の1	住所の記載なし
高野利喜蔵	持分24分の1	住所の記載なし
高松丑太郎	持分24分の1	住所の記載なし
高松熊太郎	持分24分の1	住所の記載なし
佐々木万右エ門	持分24分の1	住所の記載なし
有本国松	持分24分の1	住所の記載なし
志賀兼松	持分24分の1	住所の記載なし
加井定之助	持分24分の1	住所の記載なし
澤原平蔵	持分24分の1	住所の記載なし
松沢亀吉	持分24分の1	住所の記載なし
高野豊之助	持分24分の1	住所の記載なし
佐々木安之助	持分24分の1	住所の記載なし
門馬寅吉	持分24分の1	住所の記載なし
根本邦彦	持分24分の1	住所の記載なし
杉本石太郎	持分24分の1	住所の記載なし
根本義路	持分24分の1	住所の記載なし
加井留次郎	持分24分の1	住所の記載なし
富田竜之助	持分24分の1	住所の記載なし
田熊辰吉	持分24分の1	住所の記載なし
武岡竜蔵	持分24分の1	住所の記載なし